



目次

Q1 住所に関すること

- Q1-1 松山市に住民票がないと対象になりませんか。 P. 3
- Q1-2 対象期間中松山市に住んでいましたが、今は市外に引越しています。申請できますか。 P. 3
- Q1-3 市外で結婚して松山市に転入してきた場合、対象になりますか。 P. 3

Q2 所得に関すること

- Q2-1 所得とはなんですか。 P. 3
- Q2-2 所得を確認する方法は源泉徴収票でもかまいませんか。 P. 3
- Q2-3 婚姻を機に離職した場合、または育児休業中の場合の所得はどうなりますか。 P. 3
- Q2-4 貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか。 P. 3
- Q2-5 令和5年1月1日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、所得証明が取得できない場合はどうすればよいですか。 P. 3

Q3 その他申請要件に関すること

- Q3-1 年齢の計算方法は満年齢で計算しますか。 P. 3
- Q3-2 過去に別の市で補助を受けたことがあります対象になりますか。 P. 3
- Q3-3 再婚しても対象となりますか。 P. 3
- Q3-4 公営住宅や地域優良賃貸住宅に入居している場合、補助の対象になりますか。 P. 4
- Q3-5 夫婦の両方または一方が日本国籍を有しない世帯は補助の対象となりますか。 P. 4
- Q3-6 生活保護を受給していますが、対象となりますか。 P. 4
- Q3-7 上限額になるまで何度も申請できますか。 P. 4
- Q3-8 振込口座の名義人は申請者以外でも可能ですか。 P. 4
- Q3-9 今回の申請で上限額まで達していないため、翌年度にまとめて申請しても補助は受けられますか。 P. 4

Q4 対象経費に関すること

<共通>

- Q4-1 費用の支払人は、申請者本人でないと対象になりませんか。 P. 4
- Q4-2 契約が婚姻前でも対象になりますか。 P. 4
- Q4-3 支払が婚姻前でも対象になりますか。 P. 4
- Q4-4 複数回転居した場合、2回目以降の転居に係る費用は補助の対象になりますか。 P. 4
- Q4-5 契約書がなくても対象になりますか。 P. 4

<取得・賃借>

- Q4-6 単身赴任する予定ですが対象になりますか。 P. 4
- Q4-7 親族が保有する物件を賃借または取得した場合は対象となりますか。 P. 4
- Q4-8 契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合、補助の対象となりますか。 P. 4
- Q4-9 住居の契約名義人が夫婦の親で、夫婦いずれかの名義の口座から住宅賃借費用または住宅取得費用が引き落とされている場合は対象となりますか。 P. 5
- Q4-10 夫婦の両方または一方の親等の親族が同居する場合にも補助対象となりますか。 P. 5

<取得>

- Q4-11 住宅取得費用の対象となるのはどのようなものですか。 P. 5
- Q4-12 分譲マンションのローン代、管理費は対象となりますか。 P. 5
- Q4-13 建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）した場合、補助の対象は
どのようになりますか。 P. 5
- Q4-14 現在、住宅を建築中で、住宅の住所に住民票を置くことができない場合、
申請することはできますか。 P. 5

<リフォーム>

- Q4-15 リフォーム費用の対象となるのはどのような費用ですか。 P. 5
- Q4-16 夫婦がリフォームを行う住宅の所有者である必要がありますか。 P. 5
- Q4-17 賃貸のリフォーム費用も対象となりますか。 P. 5

<賃貸>

- Q4-18 住宅賃借費用の対象となるのはどのような費用ですか。 P. 5
- Q4-19 家賃の前払いも対象となりますか。 P. 5
- Q4-20 勤務先から住宅手当が支払われている場合、補助の対象となりますか。 P. 6
- Q4-21 婚姻前に支払った賃借費用の敷金、礼金等は補助の対象になりますか。 P. 6
- Q4-22 夫婦の一方が婚姻前から借りている物件に入居する場合、
また、婚姻する前から同居していた場合の賃借費用も補助の対象になりますか。 P. 6
- Q4-23 婚姻前から同居していたが、婚姻を機に新たな物件で賃貸借契約を締結し
同居する場合は対象となりますか。 P. 6
- Q4-24 勤務先が家主と賃貸借契約をしている物件に入居し、勤務先に家賃相当額を
支払っている場合は対象になりますか。 P. 6
- Q4-25 月々の賃料に駐車場代が含まれて、切り分けができない場合は、どうすればよいですか。 P. 6

<引越し>

- Q4-26 引越し費用の対象となるのはどのような費用ですか。 P. 6
- Q4-27 婚姻前の引越費用は補助の対象になりますか。 P. 6
- Q4-28 引越しの際のエアコン移設・設置費用は対象になりますか。 P. 6

Q&A

Q1-1	松山市に住民票がないと対象になりませんか
A.	申請日に、夫婦の両方又は一方が、松山市に住所を有し、住民基本台帳に記録されていることが必要です。
Q1-2	対象期間中松山市に住んでいましたが、今は市外に引越しています。申請できますか。
A.	申請日に、夫婦の両方又は一方が松山市に住所を有していることが必要であるため、既に市外へ転居されている場合は、申請できません。
Q1-3	市外で結婚して松山市に転入してきた場合、対象になりますか。
A.	婚姻を機に、松山市へ転入してきた場合は対象となります。 ※申請日に、夫婦の両方又は一方が松山市に住所を有し、住民基本台帳に記録されていることが必要です。
Q2-1	所得とはなんですか。
A.	会社員などで企業等にお勤めの方は、1年間の給与等の収入金額（源泉徴収票の「支払金額」に記載の額）から給与所得控除額を差し引いた金額です。自営業の方は、1年間の収入（売上金額）から必要経費を差し引いた金額です。複数の所得がある場合はこれらを合算した金額となります。
Q2-2	所得を確認する方法は源泉徴収票でもかまいませんか。
A.	所得証明書が必要です。源泉徴収票だけでは、勤務先から支払われた給与等以外に収入があった場合、それを把握することができませんので、令和5年1月1日時点で住民登録があった市区町村が発行する所得証明書（写しでも可）をご提出ください。
Q2-3	婚姻を機に離職した場合、または育児休業中の場合の所得はどうなりますか。
A.	申請時点で無職の場合や育児休業中であっても、夫婦の令和5年度所得証明による所得の合算で判定します。
Q2-4	貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか。
A.	令和4年1月1日から令和4年12月31日の間に返済した金額を控除することができます。 奨学金返還証明書（困難な場合は領収書や通帳の写し）を申請書に添付してください。
Q2-5	令和5年1月1日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、所得証明が取得できない場合はどうすればよいですか。
A.	住民票の写し等で、課税基準日に日本国内に居住していなかった事実を確認し、当該年の収入が確認できる資料（給与明細等）の写しを提出してください。課税基準日時点の為替レートを基準に所得額を推計します。また、収入がない場合は、無収入である旨の申告書（任意様式）の提出をしてください。
Q3-1	年齢の計算方法は満年齢で計算しますか。
A.	満年齢で計算します。民法の規定により、誕生日の前日に年齢が加算されますのでご注意ください。 ※1993年（平成5年）9月1日生まれの場合、令和5年8月31日に30歳となります。
Q3-2	過去に別の市で補助を受けたことがあります対象になりますか。
A.	対象になりません。
Q3-3	再婚しても対象となりますか。
A.	対象となります。（同じ相手との再婚を除く。）ただし、夫婦の両方または一方が過去に当該補助金（他自治体での同様の補助を含む）の補助を受けたことがある場合は対象外です。

Q&A

Q3-4	公営住宅や地域優良賃貸住宅に入居している場合、補助の対象になりますか。
A.	対象となります。ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については、補助の対象外となります。
Q3-5	夫婦の両方または一方が日本国籍を有しない世帯は補助の対象になりますか。
A.	国籍要件はありませんので、対象となります。
Q3-6	生活保護を受給していますが、対象になりますか。
A.	生活保護世帯の方は、松山市の要綱で対象外としています。
Q3-7	上限額になるまで何度も申請できますか。
A.	補助上限額に達していなくても、申請は1回限りです。
Q3-8	振込口座の名義人は申請者以外でも可能ですか。
A.	申請者名義の口座に限ります。
Q3-9	今回の申請で上限額まで達していないため、翌年度にまとめて申請しても補助は受けられますか。
A.	来年度（令和6年度）以降、当該事業を実施するかは、現時点で未定となっています。
Q4-1	費用の支払人は、申請者本人でないと対象になりませんか。
A.	申請人または配偶者であれば対象となります。
Q4-2	契約が婚姻前でも対象になりますか。
A.	住宅購入は婚姻日から遡って1年以内を取得したもの（引き渡し証明書等の提出が必要）、リフォームは婚姻日から遡って1年以内に実施（発注契約）したものは対象となります。（契約書、請書の写しの提出が必要）。
Q4-3	支払が婚姻前でも対象になりますか。
A.	婚姻を機とした費用であれば、令和5年4月1日から令和6年3月15日までに支払った費用が対象となります。
Q4-4	複数回転居した場合、2回目以降の転居に係る費用は補助の対象になりますか。
A.	要件を満たしていれば、補助上限額の範囲内で対象となります。ただし、申請は1回限りですのでまとめて申請してください。
Q4-5	契約書がなくても対象になりますか。
A.	住宅取得費用・住宅リフォーム費用・住宅賃借費用について、契約書等の書面を作成することなく支払った費用については対象となりません。
Q4-6	単身赴任する予定ですが対象になりますか。
A.	松山市の住居が主たる生活拠点の場合対象となりますが、主たる生活拠点となっている住宅一軒に係る家賃等のみが対象となります。
Q4-7	親族が保有する物件を賃借または取得した場合は対象になりますか。
A.	対象となります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約書により、内容が確認でき、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要です。
Q4-8	契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合、補助の対象になりますか。
A.	対象となりません。

Q&A

Q4-9	住居の契約名義人が夫婦の親で、夫婦いずれかの名義の口座から住宅賃借費用または住宅取得費用が引き落とされている場合は対象となりますか。
A.	未成年や低所得等、夫婦名義で契約できないやむを得ない事情が書類等で客観的に確認できない限り、対象となりません。
Q4-10	夫婦の両方または一方の親等の親族が同居する場合にも補助対象となりますか。
A.	対象となります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要です。
Q4-11	住宅取得費用の対象となるのはどのようなものですか。
A.	住宅取得費用は、購入費のみです。 土地購入代、住宅ローン手数料、設備購入費、火災保険料・家財保険料は対象になりません。
Q4-12	分譲マンションのローン代、管理費は対象となりますか。
A.	ローン代は対象となりますが、管理費は対象外です。
Q4-13	建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）した場合、補助の対象はどのようになりますか。
A.	不動産の登記で、建物、土地それぞれの取得価格を登録しているため、通常、建物に係る代金と土地に係る代金の区分は可能です。建物のみの取得価格がわかる書類を提出してください。
Q4-14	現在、住宅を建築中で、住宅の住所に住民票を置くことができない場合、申請することはできますか。
A.	申請することはできません。支払い対象期間内に、住宅を取得し、住民票を当該住所に置くことができれば可能です。
Q4-15	リフォーム費用の対象となるのはどのような費用ですか。
A.	婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象となります。ただし、倉庫・車庫に係る工事費用、門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用、エアコン・洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象となりません。
Q4-16	夫婦がリフォームを行う住宅の所有者である必要がありますか。
A.	所有者である必要はありません。ただし、夫婦の両方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること、また、夫婦の両方または一方の名義でリフォーム工事を契約し、費用を支払っていることが必要です。
Q4-17	賃貸のリフォーム費用も対象となりますか。
A.	対象となります。ただし、賃貸借契約で、本来貸主が負担すべき修繕費用は対象になりません。
Q4-18	住宅賃借費用の対象となるのはどのような費用ですか。
A.	賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料です。 駐車場代（家賃と一体分の場合は除く）、物件の清掃代（敷金、礼金と同様の性質を有する場合は対象）、更新手数料、光熱水費、設備購入費、火災保険料・家財保険料は対象になりません。 ※契約一時金、保証金は、敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合のみ対象となります。
Q4-19	家賃の前払いも対象となりますか。
A.	令和6年3月31日分までの家賃については対象となります。

Q&A

Q4-20	勤務先から住宅手当が支払われている場合、補助の対象となりますか。
A.	住宅手当分を控除した金額が対象となります。勤務先が発行する住宅手当支給証明書や給与明細等の写しをご提出ください。 例：60,000円（1か月分の家賃・共益費）－10,000円（住宅手当） ＝50,000円（1カ月の補助額）
Q4-21	婚姻前に支払った賃借費用の敷金、礼金等は補助の対象になりますか。
A.	婚姻を前提として同居する際に支払った場合は、対象となります。
Q4-22	夫婦の一方が婚姻前から借りている物件に入居する場合、 また、婚姻する前から同居していた場合の賃借費用も補助の対象になりますか。
A.	婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用については対象となります。 同居開始日が分かる、夫婦の氏名が記載された変更後の賃貸借契約書の写しをご提出ください。
Q4-23	婚姻前から同居していたが、婚姻を機に新たな物件で賃貸借契約を締結し同居する場合は対象となりますか。
A.	引越費用、賃貸借契約締結時の敷金礼金等も含め、対象となります。
Q4-24	勤務先が家主と賃貸借契約をしている物件に入居し、勤務先に家賃相当額を支払っている場合は対象になりますか。
A.	対象となります。賃貸借契約書（社宅等の場合は入居申請書等や勤務先が発行した書類）で貸與人及び賃借人を、給与明細書等により、補助対象者が勤務先に対し、家賃相当額を支払っているまたは、給与から天引きされていることが分かる書類をご提出ください。
Q4-25	月々の賃料に駐車場代が含まれて、切り分けができない場合は、どうすればよいですか。
A.	切り分けができない場合は、駐車場代を含めて補助の対象となりますが、契約書等で駐車場代相当額が確認できる場合は、賃料から駐車場代を控除した額を対象とします。
Q4-26	引越し費用の対象となるのはどのような費用ですか。
A.	住居の移転のために引越業者又は運送業者への支払いに要する費用です。 レンタカー代、不用品の処分費用や知人に依頼して引越した場合にかかった費用は対象になりませ
Q4-27	婚姻前の引越し費用は補助の対象になりますか。
A.	婚姻を前提として同居する際に支払った場合は、対象となります。
Q4-28	引越しの際のエアコン移設・設置費用は対象になりますか。
A.	対象となりません。